

江戸川区議会会議規則の一部を改正する規則

江戸川区議会会議規則（昭和三十一年十月議会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第一項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第三十八条第二項中「提出者の説明又は委員会の付託」を「前二項における提出者の説明及び第一項における委員会の付託」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第七十二条第二項中「法第百九条の二第三項」を「法第百九条の二第四項」に改める。

第八十四条中「第三十二条第一項（選挙結果の報告）」を「第三十二条（選挙結果の報告）第一項」に改める。

第九十九条中「職員」を「議員」に改める。

第一百条中「第三十八条第二項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「第三十八条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項」に改める。

第一百条第二項中「第九十六条第二項（秘密の保持）」を「第九十六条（秘密の保持）第二項」に改める。

第一百一十一条中「第三十八条第二項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「第三十八条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項」に改める。

#### 付 則

この規則は、平成十九年五月二日から施行する。

#### （説明）

地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）の施行に伴い、議会制度に関する規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

江戸川区議会会議規則の一部を改正する規則を公布します。

平成十九年三月十五日

江戸川区議会議長

渡部 正明

江戸川区議会規則第一号